

# 一般社団法人長野市農業公社定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長野市農業公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、農業者、農業関係団体、商工事業者及び行政の連携による運営により、農作業支援体制の再構築、農地の集積・集約化の促進、多様な担い手の育成確保及び農業者と消費者や都市住民との結びつきの強化に関する事業を行い、もって長野市農業の発展と地域社会経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業支援に関すること。
- (2) 担い手の育成・支援に関すること。
- (3) 農地の集積・集約化に関すること。
- (4) 市民菜園・市民農園の管理運営に関すること。
- (5) マーケティングに関すること。
- (6) グリーン・ツーリズムに関すること。
- (7) 特産品の加工、開発等の支援に関すること。
- (8) その他公社の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 公社に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 公社の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 公社の事業に賛同して支援するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 公社の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、社員総会において別に定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

2 公社の事業活動に必要な費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める分担基準及びその納入方法により、毎事業年度、会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 公社の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、公社に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 公社は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社

員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開会の定足数)

第17条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員配置)

第21条 会社に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長とする。

3 理事長及び副理事長以外の理事のうち、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、公社を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、公社の業務を分担執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第28条 公社に顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会において選任する。
- 3 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること。
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 4 参与は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 会社に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 会社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、通常理事会として毎年4回開催し、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(開会の定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会計

(事業年度)

第37条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 会社の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附則明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を5年間、備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告  
（借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第40条 公社が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会の決議及び社員総会において正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 公社が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

（剰余金の分配）

第41条 公社は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第43条 公社は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第44条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は長野市に贈与するものとする。

#### 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第45条 公社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告できない場合には、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

#### 第10章 事務局

（事務局）

第46条 公社の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、事務局長は理事長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

#### 第11章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、公社の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 公社の最初の理事長は、鷲澤正一とする。
- 3 整備法第 121条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、社員総会の承認を受けた日から施行する。